

女性活躍推進法 行動計画

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.では、様々なバックグラウンドをもつ職員、社員が十分に力を発揮できるよう、働きがいのある職場環境を目指して継続的に以下のことに取り組みます。

1. 計画期間 2024年2月1日～2026年6月30日

2. 数値目標と取組内容

目標1 採用者に占める女性比率を30%以上とする。

2024年2月～ 多様なバックグラウンドを持つ職員をロールモデルとして開示する。

目標2 女性職員同様、男性職員の子供の出生時における育児休業の取得促進のため、男性の育休取得率90%を目指す*。また男性の平均育休取得期間を2週間以上とする。*80%以上を許容範囲とする。

2024年2月～ リーダーから育休取得促進のメッセージを発信する。

2024年2月～ 育休制度、育休取得に関するガイドブックを周知する。